**婚前契約書**

夫○○○○（以下「甲」）と妻□□□□（以下「乙」）は、令和○○年○月○日に婚姻届を提出予定の両者の婚姻について以下の通り契約を締結する。

**【**夫婦の形の章】

第１条　甲と乙は互いを思いやり夫婦としても、そして個人としてもそれぞれの生活が充実するようお互い支え合うこと。

【家事の章】

第２条　甲と乙は家事を分担して行うものとする。

第３条　甲と乙の具体的な家事の分担について記載する。

・甲はゴミ出し、食器類の片付け及び洗浄、休日の屋内掃除を担当する。
・乙はそれ以外の家事を担当する。

第４条　上記の分担はあくまで目安であるため、その都度臨機応変に対応すること。

【仕事の章】

第５条　甲乙は、それぞれお互いの仕事を尊重し、各々の仕事が忙しい際にも、順調ではない際にもサポートし合うものとする。

第６条　甲と乙は仕事で帰りが遅くなる場合はその旨を伝えることとする。

第７条　甲と乙は職場を退職しようとする際、もしくは起業をしようとする際、無断で行わずに事前に協議の時間を取ること。

【子供、育児の章】

第８条　甲と乙は結婚後落ち着いた段階で子作りに専念するものとする。

第９条　育児は分担して行うものとする。乙だけではなく、甲も必要に応じて育休を取得するものとする。

第１０条　甲と乙はできる限り子供を大学まで進学させるために努力すること。

第１１条　育児は子供の意思を最大限尊重するという方向性で行う。

第１２条　万が一離婚することになった際、親権は乙が持つ方向性で合意している。しかし協議の結果によってはこの限りではない。

第１３条　また離婚後の養育費についてはその都度協議するものとする。

【財産・家計の章】

第１４条　甲と乙は、婚姻する以前から保有している財産について共有はせずに個々に帰属するものとする。

第１５条　甲と乙は、お互いに収入の金額を伝え合うものとする。増えたときも、減ったときも、正直に伝えるものとする。

第１６条　甲と乙は個々の収入の内、甲は４０％を乙は５０％を2人の共有口座に振込むこと。

その合計を生活費として

・公共料金の支払い
・食費
・家賃の支払い

・将来に備えた貯蓄
・教育費
などに充てることとする。

第１７条　各自の衣服や趣味に費やす費用は個々で負担し共有口座の貯金から支出しないものとする。

第１８条　第１６条の割合では生活に支障を来すなどの問題がある場合には都度協議する。

第１９条　万が一離婚することになった際の分けられる共有財産とは

・共有口座にある貯金
・2人で利用するために購入した家具などの現物

であり婚姻時に個々に帰属する財産は含まれない。

第２０条　離婚時の慰謝料は不貞行為などにより離婚の原因を作出した者が支払うこととする。

【親族・知人との親交の章】

第２１条　甲と乙は互いの両親などの親族・知人・友人に対し友好的に接し良い関係を築くよう努力すること。

第２２条　甲と乙は1年に最低１度互いの両親の家に赴き近況を報告するものとする。

【趣味・支出の章】

第２３条　甲の趣味であるアーティストのファン活動について、ライブ代、CD代、その他グッズ代を含めて月の出費の上限は３万円とする。甲乙の協議により合意が得られた場合はこの限りでない。もちろんこの出費は共有財産ではなく甲の

固有財産から行うものとする。

第２４条　乙の趣味である絵画制作について画材、教室への参加代等を含めて月の出費は上限３万円とする。甲乙協議により合意が得られた場合はこの限りでない。もちろんこの出費は共有財産ではなく乙の固有財産から行うものとする。

第２５条　以上の他でも、２万円以上の出費については甲乙協議の上支出するものとする。

【その他の章】

第２６条　甲と乙は婚姻後も名前で呼び合うものとする。

第２７条　甲と乙は互いの誕生日を祝うものとする。

第２８条　甲と乙は互いに結婚記念日を祝うものとする。

第２９条　本契約書の内容を変更する必要性が生じた場合には協議の時間をとって変更について慎重に判断すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 乙 |
| 住所 | 住所 |
| 氏名　　　　　　　　印 | 氏名　　　　　　　　　　　印 |
| 作成日　令和□年○月×日 | 作成日　令和□年○月×日 |